2021年7月吉日

全照協賠償責任保険にご加入の組合員様

全国舞台テレビ照明事業協同組合(全照協)

理事長　寺田　義雄

福利厚生委員長　内田　忠夫

**全照協賠償責任保険 次年度更新について**

（請負業者・生産物賠償責任保険＋受託者賠償責任保険(Chubb損害保険㈱)）

拝啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、現在ご契約頂いております全照協賠償責任保険（請負業者・生産物賠償責任保険(Chubb損害保険㈱)）と、レンタル品に対しての賠償補償が可能な、受託者賠償責任保険(OP)の更新の時期になりましたので、次年度（2021年9月1日から1年間）更新のご案内させて頂きたく存じます。

　つきましては、直近の会計年度の売上高をご確認の上、本状裏面記載の更新資料に必要事項をご記入頂き、**2021年7月21日（水）**までに事務局までご通知（FAX：03-5577-7845）頂きます様お願い申し上げます。

また、次年度も8月に「当年9月～翌年8月分」の一括御請求書作成し、ご郵送させて頂きます。

皆様からのお振込みにつきましては、一括支払い・分割支払いどちらでも構いません。

ご都合の良い方法にてお支払いをいただけますと幸いです。

例年のご案内となりますが、レンタル品に対しての賠償補償が可能な、受託者賠償責任保険(OP)を、全照協賠償責任保険にご加入頂いている組合員様に限り、オプションで追加加入が可能で御座います。詳細を別紙ご案内書にてご確認頂きまして、ご検討頂けますと幸いです。ご加入希望の場合は本状裏面更新資料の当該欄に合わせてご記入をお願い申し上げます。

　新型コロナウイルス感染症の影響で社業に影響が出ている中でのご案内となり大変申し訳ありません。お振込等柔軟にご対応させて頂きます。ご不明点等ございましたら、ご遠慮なくお申し付けください。暑さが厳しくなって参り、マスク熱中症等の心配も御座います。皆様もお体にはお気を付けてお過ごしください。何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

FAX送信先：全照協事務局　03-5577-7845

更新事務担当(小竹なな恵)

**全照協賠償責任保険 次年度更新情報（2021年9月1日から1年間）**

（請負業者・生産物賠償責任保険＋受託者賠償責任保険(Chubb損害保険㈱)

■賠償責任保険(売上高よりの保険料算出となります)

下記項目にご記入ください。

|  |  |
| --- | --- |
| 会社名 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　社印 |
| 担当者名　　　　　 | 部署　　　　　　　　御名前役職　　　　　　　　 |
| 連絡先　　　 | TEL:　Mail: |
| **直近確定****年間売上高** | **万円**保険料算出のための基礎数字は上記のとおりであり、これを基に引受保険会社が保険料の算出・確定することに同意します。また、告知数字について疑義が生じた場合には、引受保険会社による根拠資料の閲覧を承諾します。※告知数字が誤っていた場合には、保険料の追加または返還が必要になったり、保険金が支払われない場合または削減される場合があります。 |

**※売上高＝直近の会計年度の売上高をご記入ください。**

※補償内容

対人賠償　1名につき5,000万円、１事故につき2億円

対物賠償　1事故・保険期間中1,000万円

免責金額

100万未満：10万円

100万以上：損害額の20％

■【オプション】受託者賠償保険(プラン別固定保険料となります)

**追加加入をご希望の組合員様のみ**、ご希望のプランの数字左枠に✓をお付けください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| ✓ | プラン | 支払限度額 | 免責金額 | 月額掛金 |
| 1事故につき | 保険期間中 | （保険料） |
|  | ① | 500万円 | 500万円 | 10万円 | 5,800円 |
|  | ② | 1,000万円 | 1,000万円 | 10万円 | 9,860円 |
|  | ③ | 1,500万円 | 1,500万円 | 10万円 | 13,920円 |

★同種の危険を補償するほかの保険契約等に加入している場合は下記にご記入ください

会社名　　　　　　　　　　　　　支払限度額・保険金額

★過去1年間に同種の保険等で保険金の請求をしたことがありますか？ 有 無

保険種類　　　　　　　　　　　　満期日　　　　　年　　　　月　　　　日

★過去1年間に同種の保険等の引受を拒否されたことがありますか？ 有 無

（ご注意）ご記入にあたっては「全照協賠償責任保険加入・更新のご案内」をご参照ください。また、ご記入いただいた加入依頼書の記載事項のうち★印の項目については、ご加入時に事実を正確にお申し出いただく義務（告知義務）があります。故意や重大な過失により、お申し出いただかなかった場合や、お申し出いただいた事項が事実と異なっている場合には、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできないことがあります。ご加入に際して、今一度お確かめください。加入依頼書の※印以外の項目につきましても、事実を正確にご記入ください。